

横浜市戸塚区における福祉保健活動拠点の指定管理者の指定に関する要綱

制定 平成16年10月16日

(目的)

第1条 この要綱は、横浜市福祉保健活動拠点条例（平成10年10月。横浜市条例第40号、以下「活動拠点条例」という。）の第5条の規定に基づく、横浜市戸塚区福祉保健活動拠点（以下「拠点」という。）の指定管理者を公平かつ適正に指定するために、別に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(指定管理者の指定及び指定管理者選定委員会)

第2条 戸塚区長（以下「区長」という。）は、活動拠点条例第4条に定める指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を行おうとする際は、あらかじめ次項に定める戸塚区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、その意見を聞くものとする。

- 2 選定委員会は10人以下の委員をもって組織する。
- 3 選定委員会の委員は、必要がある場合には、学識経験者や利用者の代表者等から意見を聞くことができる。
- 4 選定委員会は、指定管理者の指定を受けようとするものに対し、書類審査及びヒアリングを行うものとする。
- 5 選定委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(指定管理者の指定基準)

第3条 区長は、指定管理者の指定にあたっては、選定基準（標準例）を踏まえたうえで、拠点の特性を考慮して指定基準を定めるものとする。

(申請書類)

第4条 指定管理者の指定を受けようとするものは、あらかじめ定められた期日までに、次の書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 指定申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 定款
- (4) 法人の登記簿謄本
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (6) 当該拠点の管理に関する業務の収支予算書
- (7) 福祉活動及び保健活動の実績
- (8) その他区長が必要と認めるもの

(指定管理者指定議案の提出依頼)

第5条 区長は、指定管理者の指定にあたって、地方自治法第244条の2第6項に定める市会の議決を受けるため、福祉局長あてに指定議案提出依頼書を提出する。

附 則

この要綱は、平成16年10月16日から施行する。

戸塚区福祉保健活動拠点選定基準

評価項目		選定基準
1 法 人	1 予算の執行状況	予算の範囲内で適正に執行されていること
	2 事務処理	委託料の精算や使用状況報告など、事務処理が正確であること
	3 管理運営	社会福祉法人として、適切に管理運営していること
	4 監査結果	監査結果に関して、指摘事項が少なく、重大な指摘事項がないこと
	5 職員の育成	職員の育成への取組が、適正であること
	6 個人情報の保護	個人情報の保護について適切な取扱を行っていること
	7 福祉保健活動拠点に対する理解	社会福祉法人及び管理者は、条例・規則等の趣旨を理解していること
2 関係機関等の 評価	1 地域各種団体からの評価	地域各種団体から高い評価を得ていること
	2 利用者団体からの評価	利用者団体から高い評価を受けていること
	3 横浜市社会福祉協議会からの評価	横浜市社会福祉協議会から高い評価を受けていること

<p style="text-align: center;">3</p> <p style="text-align: center;">地域の福祉保健活動の支援に対する評価</p>	1 区の福祉保健施策に対する理解	社会福祉法人及び管理者は、区の福祉保健施策を理解していること
	2 事業計画に対する評価	受託にあたり、社会福祉法人の事業計画は的確であり、具体性もあること
	3 ボランティア団体・当事者団体等との連携	ボランティア団体・当事者団体等との連携に積極的に努めていること
	4 利用者団体との連携	利用者団体との連携に積極的に努めていること
	5 視覚障害者等との連携	視覚障害者等との連携に積極的に努めていること
	6 関係機関(福祉・保健等)との連携	関係機関との連携に積極的に努めていること
	7 地域団体(町内会・地区社協・地区民児協等)との連携	地域団体との連携に積極的に努めていること
	8 ボランティアの育成・支援について	ボランティアの育成・支援に積極的に取り組んでいること
	9 地域福祉活動計画への取組	地域福祉活動計画について積極的に取り組んでいること
	10 情報公開の取組	広報紙などを活用して積極的に情報公開していること
	11 地域の福祉保健事業の実績	地域の福祉保健ニーズを踏まえた、適切な福祉保健事業を展開していること

4 管 理	1 諸室の管理状況	諸室の管理についての確に行っていること
	2 稼働率アップに向けての取組状況	稼働率アップに向けて積極的に行っていること
	3 管理者としての適正	公の施設の管理者として適正に機能していること
	4 要望、苦情等受付体制	要望や苦情を受けて迅速に対応ができる仕組が整備されていること
	5 事故防止策への取組	事故防止策に関する意識が高く、適切な対応を行っていること
	6 災害発生時の対応体制	防災マニュアル等に基づき、避難訓練・防災訓練等を定期的に行っていること
	7 経費節減への取組	経費節減への取組について、具体的であり、実現可能であること
	8 環境への配慮等の取組	ゴミ減量化、リサイクル、省エネルギーなど取組んでいること